

# 事業概要シート

施策 0501 健康づくりの推進

《》の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計  
 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く  
 ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く

事業名	健康相談事業	現状維持	予算額	6,762 千円
			《 》千円	6,900 千円
事業期間	昭和58年度 ~	財 源 内 訳	国庫支出金	千円
			県支出金	204 千円
			地方債	千円
			その他	6,387 千円
根拠法令要綱等	健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律		一般財源	171 千円

**【事業の目的・概要・対象】**

【事業】 1) 一般健康相談 2) 高齢者の保健事業と介護予防一体化事業（後期高齢者への健診事後指導等）

【事業の目的】 1) 健康問題を抱えるもの及びその家族への適切な保健指導を行い、健康問題に対する不安の軽減、健康の保持増進を図る。

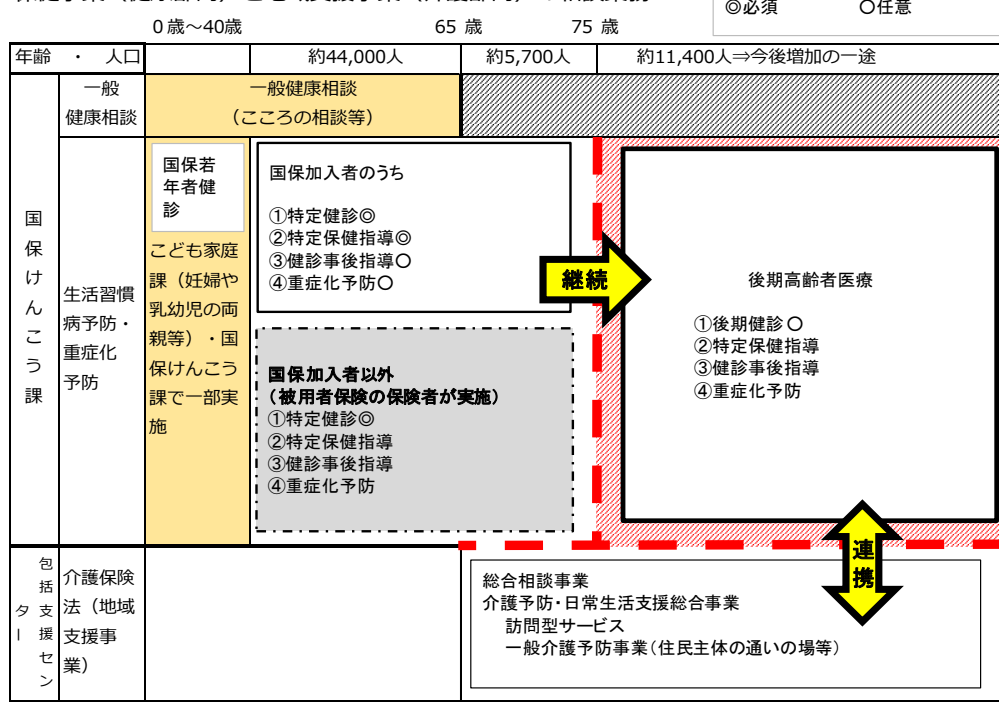
2) 国において、健康格差の解消により2040年までに健康寿命を3年以上延伸し、平均寿命との差の縮小を目指すため、後期高齢者医療広域連合と市町村が連携し、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的な実施を進める。

**【概要】**

1) 保健師、看護師、管理栄養士等が個別の健康相談に応じ、必要な助言、指導を行う。  
 2) 75歳以上の後期高齢者に対して、これまでの①後期健診に加え、②特定保健指導（メタボ該当者の保健指導）、③健診事後指導（健診結果で指導が必要な方への保健指導）④重症化予防（糖尿病や高血圧等血管障害につながる疾患の重症化予防）を実施するとともに、介護予防事業における「高齢者の住民主体の通いの場」等を活用した保健指導により介護予防事業との連携を図っていく。そのため、企画・調整等担当保健師（1名）と地域担当保健師（2名）を配置。

【対象】 1) 大村市民 2) 75歳以上（後期高齢者）

保健事業（健康部門）と地域支援事業（介護部門）の相談業務



**【背景】**

後期高齢者の保健事業について、これまで後期高齢者医療保険では健診のみ実施し、介護保険は別事業であることから介護予防事業と保健事業との連携も不十分な現状であった。そのため、介護予防事業と連携した高齢者への一貫した保健事業を実施することで、健康寿命の延伸を図り、医療費や介護給付費の増加抑制を図ろうとする国の取組みである。本市においては令和3年度より開始した。

担当課	福祉保健部国保けんこう課	室長	小川 智章
担当者	城代 文香	問合せ先	0957-53-4111 (内線192)

## 事業概要シート

### 【活動指標】

指標名		単位	R2 (実績)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)	R6 (計画)
①	後期高齢者の一体的事業に関する健康相談実施割合(実施者数/対象数)	計画値 %	-	50	50	50	50
②	後期高齢者健診受診率(75～79歳)	計画値 %	19	21	23	25	25

### 【成果指標】

指標名		単位	R2 (実績)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)	R6 (計画)
①	健診等における検査値が改善・維持している者の割合(前年に正常値を超えていた値のうち血圧、血糖、脂質に関する検査値)	計画値 %	-	50	55	60	60
②		計画値					

### 【予算・決算】(千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
事業費	1,278	241	6,900	6,762	6,762	6,762	28,705
国庫支出金							0
県支出金	144	26	204	204	204	204	986
地方債							0
その他			6,571	6,387	6,387	6,387	25,732
一般財源	1,134	215	125	171	171	171	1,987
人件費	3,894	2,773	1,494	1,494	1,494	1,494	12,643
職員(人)	0.53人	0.38人	0.22人	0.22人	0.22人	0.22人	1.79人
時間外勤務(h)	20h	5h	20h	20h	20h	20h	105h
会計年度任用職員(人)			2.00人	2.00人	2.00人	2.00人	8.00人
フルコスト	5,172	3,014	8,394	8,256	8,256	8,256	41,348

妥当性 (市の関与)	健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律により、市及び保険者(後期広域連合)が事業を実施することとされている。高齢者の一体的事業に関して市は広域連合から受託し、第2次健康おおむら21計画や大村市データヘルス計画に基づき、市民や関係機関・団体と連携し、市民の生涯に渡る健康の保持・増進、介護予防に努めることが求められている。
有効性 (施策貢献度)	市民の生涯に渡る健康増進について、市が主体となり健診・医療・介護等のデータ分析から市の健康課題を抽出し、課題解決のために、有効な施策を展開していくことで、市民の健康の保持・増進や介護予防に大きな効果が期待できる。
効率性 (コスト)	国は高齢者の保健事業の一体的な実施に向け、令和2年度から予算を確保しており、本市においても国の交付金を最大限活用し事業展開を図るため、コスト削減の余地はない。

1次評価	担当者記載のとおり
2次評価	一次評価のとおり